

# 稲佐山公園及び長崎ロープウェイ指定管理者 募集要項

## 1 指定管理者の募集

長崎市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、長崎市都市公園条例（昭和34年条例第27号）第23条第1項及び長崎市索道施設条例（平成10年条例第5号）第2条第1項の規定により、稲佐山公園及び長崎ロープウェイ（以下「ロープウェイ」という。）の施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

### 【根拠法令】

地方自治法第244条の2第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

### 【根拠条例】

長崎市都市公園条例第23条第1項

市長は、稲佐山公園、長崎東公園、長崎市総合運動公園及び長崎公園（以下「指定公園」という。）並びに長崎市平和会館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

長崎市索道施設条例第2条第1項

市長は、索道施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

## 2 施設の設置目的及び概要

### (1) 設置目的

#### ア 稲佐山公園

長崎市の中心市街地の西側に位置する稲佐山を中心に、周辺を総合公園として開設し、市民の潤いと憩いの場として、また長崎の夜景を楽しむ場として整備したもの。

#### イ ロープウェイ

観光の振興及び市民の福祉の増進を図るため、索道施設として長崎ロープウェイを長崎市淵町及び稲佐町に設ける。

### (2) 施設の概要

#### ア 稲佐山公園

- (ア) 所在地 長崎市稲佐町、大浜町、水の浦町、淵町 他  
(イ) 開設年月日 昭和26年4月26日

#### イ ロープウェイ

- (ア) 所在地 【稲佐岳駅】長崎市稲佐町364番地1  
【淵神社駅】長崎市淵町8番1号  
(イ) 開設年月日 昭和34年10月4日（平成10年4月1日長崎市による事業開始）

※その他の詳細は、別に定める「稲佐山公園指定管理者業務仕様書」及び「長崎ロープウェイ指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

### 3 指定管理者が行う業務の範囲

#### (1) 指定管理の目的

稲佐山公園は、長崎市民の憩いの場であるとともに、世界新三大夜景に認定された長崎市を代表する国際的な観光施設でもあり、長崎ロープウェイと一体管理を行い、市内の各種イベントとの連携を図りながら施設の機能を十分に発揮させ、利用者へのサービス向上及び更なる利用拡大を図る。

#### (2) 稲佐山活性化のコンセプトの提案

稲佐山公園と長崎ロープウェイの一体管理の効用を高めるため、「市民のうるおいと憩いの場」、「素晴らしい夜景を楽しめる場」を踏まえた稲佐山活性化のコンセプトの提案を求めますので、事業計画書（第3号様式）を提出してください。

#### (3) 指定管理業務

指定管理者は、次の業務を行います。なお、詳細は仕様書に従い実施することとします。

##### ア 稲佐山公園

(ア) 施設の運営及び利用に関する業務

(イ) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) 上記（ア）（イ）に掲げるもののほか、公園の運営に関して市長が必要と認める業務

##### イ ロープウェイ

(ア) 索道施設の運行及び利用に関する業務

(イ) 索道施設の宣伝及び利用促進に関する業務

(ウ) 索道施設の維持管理に関する業務

(エ) 上記（ア）（イ）（ウ）に掲げるもののほか、索道施設の運営に関して市長が必要と認める業務

#### (4) 自主事業

##### ア 取り扱い

指定管理者は、本施設の設置目的に沿い、施設利用者の利便性の向上や施設の魅力を高めるものと認められる場合は、本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、指定管理者独自の自主事業を実施することができます。

自主事業を実施する場合は、あらかじめ長崎市に実施計画書案を提出し、長崎市の承認を得たうえで実施してください。

また、自主事業を実施するにあたり、都市公園法に規定する設置管理許可制度を活用する場合や施設の改修等を行う場合は、長崎市から別途許可等が必要となります。

なお、指定の期間が満了したとき、又は指定の取消しが行われたときは、原則として、指定管理者は、自己の負担において速やかに原状に回復しなければなりません。

##### イ 自主事業の提案

(2) で示された稲佐山活性化のコンセプトに沿った自主事業の提案を必須としますので、「別紙1 自主事業の提案について」をご参照のうえ、事業計画書（第3号様式）を提出してください。

#### (5) 展望台レストラン、稲佐山公園売店

指定管理業務の対象外となります。

### 4 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

### 5 管理に関する基本的事項

#### (1) 開館時間及び休館日

## ア 稲佐山公園

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て開館時間及び休館日を設定することができます。開館時間及び休館日についても提案してください。なお、承認の基準は長崎市都市公園条例施行規則（昭和 34 年規則第 13 号。以下「公園規則」という。）第 4 条第 2 項のとおりです。詳細については、仕様書を参照してください。

## イ ロープウェイ

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て運行時間及び運休日を設定することができます。運行時間及び運休日についても提案してください。なお、承認の基準は長崎市索道施設条例施行規則（平成 10 年規則第 30 号。以下「索道規則」という。）第 4 条のとおりです。詳細については、仕様書を参照してください。

## (2) 施設利用等の許可及び制限

条例及び規則等に従って行ってください。

### ア 施設利用の許可について

#### (ア) 稲佐山公園

長崎市都市公園条例（以下「公園条例」という。）及び公園規則に従って行います。

#### (イ) ロープウェイ

長崎市索道施設条例（以下「索道条例」という。）及び索道規則等に従って行います。

## イ 施設の利用の制限に関する事項

### (ア) 稲佐山公園

a 公園条例第 3 条第 4 項に該当する場合は、第 28 条の規定により、使用の許可をしないことができます。

b 公園条例第 13 条第 1 項各号に該当する場合は、第 28 条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができます。

### (イ) ロープウェイ

索道条例第 7 条各号に該当する場合は、使用の許可をしないことができます。

## (3) 業務の全部又は主要な部分の委託の禁止

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部について、あらかじめ市長の承認を得た場合についてはこの限りではありません。

## (4) 業務の一部の第三者委託又は修繕に係る業者選定

市長の承認を得て業務の一部を委託する場合又は修繕を発注する場合の業者は、原則として、長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和 63 年 12 月 1 日施行）第 11 条に規定する有資格者名簿（修繕にあつては長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和 55 年 8 月 1 日施行）第 11 条に規定する有資格業者名簿を含む。）に登録されている者の中から選定してください。選定にあつては、有資格者名簿の地域区分が「市内」又は「認定市内」である者から選定しますが、履行可能な業者がない、又は履行可能な業者が限られ競争性の確保が困難な場合は、「準市内」、「市外」まで順に対象とすることができます。

## (5) 備品等の取り扱い

指定管理者は、別途協定書等に定める施設運営に必要な備品を管理します。施設の備品は必要に応じて長崎市が購入します。

ただし、指定管理者自らの判断により施設の運営のための備品を購入する場合、維持管理も含め、指定管理者自らの費用で購入し、その備品の所有権は指定管理者に帰属します。

(6) 関係法令の遵守

指定管理者は、地方自治法、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）などの労働関係法令、その他関係法令、条例、規則及び仕様書等を遵守し、業務を履行しなければなりません。

(7) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のほか、長崎市保有個人情報等安全管理措置規程（令和 5 年長崎市訓令第 2 号）を準用し、個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、違反した場合には、長崎市は、損害賠償の請求をすることができます。

また、個人情報等の漏えい等の防止並びに本人からの開示の申出及び苦情への適切かつ迅速な対応その他個人情報等の適正な管理を図るために、指定管理者は個人情報等の取り扱い規程等を作成するものとします。

(8) 情報の公開

指定管理者は、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）第 25 条の規定により、情報の公開に関する規程等を作成するなど、施設の管理に関する業務に係る情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(9) 秘密保持義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、又は管理以外の目的に使用してはなりません。指定管理期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とします。

(10) 文書の管理及び保管

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存することとします。文書等の管理及び保存の期間については、本業務の終了後 5 年間とします。ただし、長崎市が必要と認める文書等については、指定期間終了時に、長崎市が指示を行い、引き渡しを受けることとします。

(11) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境に配慮した持続可能な社会形成に向けた取組みに努めるものとします。

- ア 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出量削減
- イ 廃棄物の発生を抑制しリサイクルの推進及び廃棄物の適正処理
- ウ 環境負荷の低減に配慮した物品の購入（グリーン購入の推進）

## 6 経費に関する事項

指定管理者は、長崎市が支払う指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）及び利用者が支払う利用料金収入により管理運営を行います。

稲佐山公園とロープウェイはそれぞれ別の会計で運営を行います。稲佐山公園の場合、指定管理者は利用料金収入及び市が支払う委託料で管理運営を行います。ロープウェイの場合、市からの委託料はなく、指定管理者は全て利用料金収入で管理運営を行い、市に固定納付金及び変動納付金を納入します。

**長崎市が支払う指定期間の委託料の上限額は、553,107千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）です。**内訳は次のとおりです。

施設名	委託料上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）
稲佐山公園	553,107千円
ロープウェイ	0円

この上限額を超えて提案がなされた場合は、その時点で失格とします。なお、委託料の上限額は指定期間の修繕料 27,500 千円（各年度 5,500 千円）を含む総額です。

- ※ 1 本募集要項における経費に関する金額はすべて税込（消費税率 10%）とします。
- ※ 2 上限額には、自主事業の経費は含みません。

(1) 稲佐山公園とロープウェイの共通事項

ア 利用料金収入

当該施設は利用料金制を適用します。したがって、利用者が支払う利用料金（使用料、施設の附属設備使用料）は指定管理者の収入となります。（別紙 2 参照）

利用料金の額は、長崎市が条例及び規則で定める額を基準として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。

なお、利用料金の減免（割引券の発行を含む）については、長崎市が条例及び規則で定める基準に基づき、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て行います。（別紙 3 参照）

また、利用料金は、施設利用の許可の際に收受するものとし、利用日の属する年度の収入とします。令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの利用にかかる利用料金が、本公募により選定する指定管理者の収入となり、次期指定期間に係る利用料金については、次期指定管理者に引き継ぐものとします。

イ 自主事業の経費

自主事業の実施に係る経費についてはすべて指定管理者の負担とし、自主事業により得た収入については指定管理者の収入となりますが、損失が発生した場合は、すべて指定管理者の負担となります。

なお、自主事業により利益が生じた場合、公の施設を使用しての利益であることから、一定割合の市への納付や利用者への還元など利益の取扱いについても併せて提案をしてください。基準として、利益の 10% までは全額指定管理者の収入とし、10% を除いた残りの 50% を市への納付もしくは利用者還元にあてることとします。詳細については、協定書において定めることとします。

(例) 自主事業の利益が 50 万円であった場合

50万円	指定管理者収入	市への納付 又は還元
	22万5千円	22万5千円
	指定管理者収入	
	5万円（利益の10%）	
支出	収入	

ウ 管理運営における課税

(ア) 法人税

指定管理業務は、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条第 1 項第 10 号の請負業に該当するため、指定管理者は法人税の課税対象となります。

また、法人格を持たない任意団体も、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 8 号の

「人格のない社団等」に含まれ、法人税法第7条の規定から収益事業に係る所得のみが法人税の課税対象になることから、任意団体であっても、申告が必要となります。

(イ) 事業所税

指定管理者制度における事業所税の事業主体（納税義務者）の判定は、収益の帰属（利用料金制度の採用の有無）により行うこととなります。利用料金制度が採用されている公の施設の管理運営事業は事業所税の課税上は収益事業として扱われ、その指定管理者は事業所税の課税対象となる可能性があります。事業所税の制度については、財務部市民税課にお尋ねください。

(ウ) 消費税

消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第8号では、課税対象となる「資産の譲渡等」を、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。」と定義しています。

指定管理料は、指定管理者が事業としてサービスを提供し、地方公共団体はそのサービスの対価を支払うというものであり、消費税の課税対象である「資産の譲渡等」に該当し、指定管理料全額が消費税及び地方消費税の課税対象となります。

エ 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。

また、稲佐山公園、ロープウェイ及び自主事業による収入及び経費は、別口座で管理するとともに、各施設間での繰り入れや繰り出しはできません。

オ その他

指定管理業務開始前の引き継ぎに係る経費は、指定管理者に指定された団体の負担となります。

(2) 稲佐山公園

ア 委託料

「稲佐山公園の管理に関する業務の収支予算書（第4号様式）」による提案に基づき、支出（施設の管理運営にかかる経費）から利用料金収入を差し引いた額が委託料となります。指定期間中に収入が不足する状況となった場合でも、長崎市は不足分の支出は行いません。

委託料の額は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに定めます。

また、委託料（修繕料を除く。）の支払方法については、前金払いにより四半期ごとに支払うことができます。前金払いで支払う場合は、前金払の履行報告書に關係書類を添えて報告していただきます。

詳細については、長崎市と指定管理者で協議のうえ、協定書に定めます。

なお、指定期間内に次の状況となった場合は、協議を行います。

(ア) 指定管理業務を追加及び廃止した場合

(イ) 「7 責任の分担」に基づく協議が必要となった場合

イ 利用料金の取扱い

利用料金収入が指定管理者の提案額を超えた場合、その超えた金額のうち、提案額の10%までは全額を指定管理者の収入とします。なお、10%超えた部分の収入については、基準として、その超えた部分の50%を長崎市に納付するか、利用者還元にあてることとしますが、その用途についても併せて提案してください。

(例) 提案額 100万円に対して利用料金収入が150万円であった場合

指定管理者収入	市への納付又は還元	
20万円	折半	20万円
指定管理者収入		
10万円 (提案額の10%)		
提案額 100万円		

} 50万円

} 150万円

#### ウ 修繕料

修繕料に係る委託料は、会計年度ごとの額を概算払いにて支払い、精算を行います。

指定管理者は、支出の内訳を明らかにした精算書を作成し、長崎市が指定する日までに長崎市に提出するものとします。なお、精算した結果、残金を生じたときは、長崎市が指定する日までに長崎市に残金を返還しなければなりません。

### (3) ロープウェイ

#### ア 委託料

「長崎ロープウェイの管理に関する業務の収支予算書（第5号様式）」による提案に基づき、収支（施設の管理運営にかかる経費）を計算していただきますが、指定管理者は全て利用料金収入で管理運営を行いますので、委託料はありません。

#### イ 固定納付金

##### (ア) 利用料金に係る固定納付金

収支状況にかかわらず、指定管理者が長崎市へ納めていただく納付金です。

**納付金の額を毎年度 43,600千円以上で提案してください。**この額未満で提案がなされた場合は、その時点で失格とします。

なお、長崎市では経費の中には次のものを含んで積算しています。

- ・毎年度2,000千円（税込）の修繕料

#### ウ 変動納付金

##### (ア) 利用料金に係る変動納付金

利用料金収入が、公募時において指定管理者が提案した収支予算書に記載の利用料金収入額（以下「提案額」という。）を超えた場合、その超えた金額について、提案額の10%までは全額指定管理者の収入とし、10%を除いた残りの50%を、毎会計年度終了後、長崎市の指定する期日までに長崎市に納付していただきます。

##### (イ) 施設及び設備の修繕の精算に係る納付金

年間上限額2,000千円（税込）から実績額を差し引いた額を長崎市へ納付していただきます。毎会計年度終了後、長崎市の指定する期日までに納付してください。

## 7 責任の分担

指定管理者と長崎市の責任分担については、次のとおりです。

なお、詳細については、関係法令に基づいて協定書に規定します。

	項目	長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	

	一般的な税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		※○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		※○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		○
自主事業リスク	自主事業の実施に伴い発生するリスク		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵（指定管理者の責）による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない（長崎市の責による）施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク	○（責任の範囲については協議する）	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用者への損害、臨時休場等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎにかかる費用負担			○
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応）			○
維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、修繕、安全衛生管理）			○（修繕については、稲佐山公園は1件当たりの金額が50万円未満、ロープウェイは1件当たり130万円未満のもの）
管理事務所、倉庫等の物品管理			○
有料施設の利用の許可（受付、許可、料金徴収業務）			○
使用許可の受付・交付事務			○
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）			○
使用料の歳入		○	
利用料金の收受			○
施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収		○	
施設の法的管理（占用許可等）		○	
施設の整備、改修		○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）における指示等		○	
災害復旧（本格復旧）		○	
火災保険（火災及び災害）		○	



施設賠償責任保険	○	○※市が加入する保険と重複しない範囲で必要な保険に加入する
----------	---	-------------------------------

※指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議することとします。  
 <本責任の分担のほか疑義があるものについては、その都度協議することとします。>

## 8 保険

### (1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を長崎市に賠償しなければなりません。指定管理期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とします。

### (2) 第三者への賠償

施設の利用者等第三者に損害を与え、賠償を行う必要が発生した場合、その賠償については、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条（公務員の不法行為による損害の賠償）、同法第 2 条（公の営造物の瑕疵による賠償）に基づき長崎市が行います。ただし、長崎市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して長崎市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができます。

### (3) 保険の付保

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入してください。なお、長崎市が加入している保険は次のとおりです。

#### ア 火災保険（火災及び災害）

・公益社団法人全国市有物件災害共済会建物総合損害共済

#### イ 全国市長会市民総合賠償補償保険

契約類型		D型	
保険金額（支払限度額）	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円
補償保険（見舞金等）	対象外		

※指定管理者が行う自主事業や、指定管理者が所有する車両に係るものなどは、上記の市加入保険の対象外であるため、必要に応じて指定管理者が加入してください。

※上記の市加入保険の詳細は施設所管課へお尋ねください。

## 9 公募に関する内容

### (1) 指定管理者の公募及びスケジュール

実施スケジュールは次のとおりです。

ア 募集要項・資料の配布	令和6年10月4日（金）～11月1日（金）
イ 質問書の受付	令和6年10月4日（金）～10月16日（水）
ウ 質問書の回答期日	令和6年10月21日（月）
エ 応募者説明会及び現地説明会の開催	希望者と日程調整のうえ開催 申込期限：令和6年10月11日（金）
オ 申請の受付	令和6年10月21日（月）～11月1日（金）
カ 面接審査の実施	令和6年11月上旬予定
キ 選定結果の通知	令和6年11月中旬予定
ク 指定管理者の指定の手続き	令和6年12月
ケ 指定管理者との協定締結	令和7年1月

コ 事務引継	令和7年1月～3月
サ 指定管理者による管理の開始	令和7年4月1日（火）

※力の日程、場所等詳細については、後日応募団体に連絡します。

(2) 指定管理者の公募手続き

ア 募集要項等の配布

募集要項、仕様書及び申請書等の資料は、長崎市指定管理者ホームページからダウンロードできます。また、長崎市土木部土木総務課の窓口でも配布します。

長崎市指定管理者ホームページ URL :

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/760000/764000/index.html>

イ 質問書の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。回答は、10月21日（月）までに説明会参加団体及び質問団体に電子メール又はFAXにて回答し、併せてホームページにも掲載します。

質問内容は簡潔明瞭に記載されますようご注意ください。

なお、審査における公平性を損なうおそれがあると本市が判断する質問には、お答えできませんのであらかじめご了承ください。

<p>受付期間：令和6年10月4日（金）～10月16日（水）  ※ 受付期間外における質問は受け付けません。</p> <p>受付方法：公募に関する質問書（第14号様式）に記入のうえ、電子メール、FAX 又は郵送にて送付されたもののみ受け付けます。電話や来訪など、口頭での質問及び受付期間外における質問は受け付けません。  ※ 電子メール又はFAXでの送付については、必ず通信の確認（電話にて）をお願いします。</p> <p>提出先：長崎市土木部土木総務課（長崎市役所17階）  担当 松原（管理係）  〒850-8685 長崎市魚の町4番1号  電話 095-829-1162（直通）  FAX 095-829-1229  メールアドレス doboku_soumu@city.nagasaki.lg.jp</p>
--

ウ 応募者説明会及び現地説明会の開催

募集要項の内容、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について、希望に応じて、次のとおり説明会を開催します。内容は、令和6年9月2日（月）開催分と重複するため、既にご参加いただいている場合、改めてのご参加はご遠慮願います。

なお、共同事業体で応募を予定している場合は、当該共同事業体を構成する団体（以下「構成員」という。）を代表する団体（以下「代表構成員」という。）が出席してください。

※共同事業体については、「10 応募に関する事項 (3) 共同事業体に関する条件」をご覧ください。

<p>開催日時：希望者と日程調整のうえ決定  開催場所：稲佐山公園野外ステージリハーサル室  参加人数：各団体3名まで  申込方法：応募者説明会参加申込書（第15号様式）に記入のうえ、電子メール、FAX 又は郵送にて10月11日（金）17時までに送付してください。  ※電子メール又はFAXでの送付については、必ず通信の確認（電話にて）をお願いします。</p> <p>申込先：上記イ 質問書の提出先に同じ</p>
--

## エ 申請の受付

申請書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和6年10月21日（月）～11月1日（金）  
午前8時45分から午後5時30分まで  
提出期限：11月1日（金）午後5時30分（必着）  
受付場所：長崎市土木部土木総務課（長崎市役所17階）  
※ 申請書等の提出は持参又は郵送とします。

## 10 応募に関する事項

### (1) 応募資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体（複数の団体からなる共同事業体を含む。）で、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- ア 長崎市内に事業所又は事務所等（以下「事業所等」という。）を有し、その営業年数が3年以上ある者であり、当該事業所等において従業員を雇用していること。
- イ 本募集に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同事業体の構成員である場合を除く。）。
- ウ 3年以上の実績を有する（過去3か年分の財務諸表を提出できる）団体であること。
- エ 長崎市税、長崎県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限される者でないこと。
- カ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- ク 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- ケ 長崎市指定管理者制度暴力団対策要綱（平成17年12月21日施行）第3条の規定により、代表者等が暴力団関係者、暴力団関係者を使用、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与、暴力団関係者と密接な交際等を有している団体に該当しないこと。
- コ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定に基づく指名停止措置の期間中、並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でないこと。
- サ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。
- シ 給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していること。
- ス 長崎市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと。
- セ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していないこと。

### (2) 参加に関する条件

- ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当すること。  
（ア）次の免許又は資格等を有する（取得見込みを含む。）技術者を雇用していること（雇用見込みを含む。）。

- a 安全統括管理者の要件を満たす者
- b 索道技術管理者の要件を満たす者
- c 甲種防火対象物の防火管理者の資格所有者
- d 第3級陸上特殊無線技士の資格所有者

(イ) 共同事業体で応募する場合は、当該共同事業体のいずれかの団体が(ア)の条件を満たすこと。

なお、(ア) a～bの免許又は資格等を必要とする業務については、再委託不可とし、(ア) c～dの免許又は資格等が必要な業務については、再委託可能ですが、その場合、再委託の受託者が当該免許等を有していることが必須となります。

イ 本募集に対する申請は、1団体あたり単独または共同事業体構成員のいずれか1申請のみとし、重複して申請することはできない。

ウ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく中小企業等協同組合(以下「協同組合」という。)は、申請時に当該指定管理業務を担当する組合員(上記(1)の条件を満たす者に限る。)を定めること。

エ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 消費税の適格請求書等保存方式における適格請求書発行事業者として登録を受けていること(登録見込みを含む。)

(イ) 共同事業体で応募する場合は、当該共同事業体の全ての団体が(ア)の条件を満たすこと。

また、代表者等が納税地を所管する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の申出書」を提出すること(提出見込みを含む。)

### (3) 共同事業体に関する条件

ア 共同事業体の名称は、「〇〇共同事業体」とすること。

イ 構成員の数は3者以内とする。

ウ 構成員のいずれもが、上記(1)の条件を全て満たすこと。

エ 構成員間の協定により、代表構成員及び各構成員の責任分担を明確に定めること。

オ 指定申請書提出後の代表構成員及び構成員の変更は原則として認めない。

カ 協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合は、共同事業体の構成員になることはできない。

## 11 申請書類

### 【共通】

提出書類		部数	
		正本	副本
1	指定管理者指定申請書(第1号様式)	1部	—
2	指定管理者指定申請に係る宣誓書(第2号様式) ※「10 応募に関する事項 (1) 応募資格」に示す要件を満たしていることを宣誓するもの	1部	—
3	事業計画書(第3号様式) ※事業計画書は、「13 審査及び選定の基準」の評価項目と連動して記載するようになっていきますので、中項目ごとに記載する量の上限をA4の1枚(MSゴシック、12ポイント1400字までとします。なお、自主事業の提案は、事業区分ごとに2枚2800字までとします。)	1部	5部
4	稲佐山公園の管理に関する業務の収支予算書(5か年)(第4号様式)(別紙4参照)	1部	5部
	長崎ロープウェイの管理に関する業務の収支予算書(5か年)(第5号様式)(別紙4参照)	1部	5部

5	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（最新のもの）	1部	—
6	団体の概要書（第6号様式）	1部	5部
7	役員名簿（第7号様式）	1部	—
8	申請書を提出する日の属する事業年度の申請団体の収支予算書及び事業計画書	1部	5部
9	<p>前3事業年度の収支計算書、事業報告書、法人税確定申告書（別表1、別表4及び別表5）その他団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類</p> <p>※法人税確定申告書（別表1、別表4及び別表5）については、税務署の受付が確認できるもの（電子申告については、受信通知の写しを添付すること）。ただし、法人税、法人県民税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していない場合は、当該申告書に代えて、下記No20を提出</p> <p>なお、上記「団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類」について具体的には、次の法人区分の例により、必要な申請書類を提出すること。</p> <p>&lt;株式会社&gt; ※会社法及び会社法施行規則に従ったもの 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、附属明細書、監査報告書</p> <p>&lt;公益法人&gt; 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録、監査報告書</p> <p>&lt;特定非営利活動法人&gt; ※NPO法人会計基準に従ったもの 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書</p> <p>&lt;社会福祉法人&gt; ※社会福祉法人会計基準に従ったもの 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、附属明細書、計算書類の注記、財産目録、監査報告書</p>	1部	5部
10	法人市民税の確定申告書（第20号様式）の写し（申請直近の決算期で、本市の受付印があるもの）。	1部	—
⑪	長崎市発行の「長崎市税の完納証明書」	1部	—
⑫	長崎県発行の「納税証明書（未納がない証明）」又は「納税証明書（税額証明（法人県民税額並びに法人事業税額及び特別法人事業税額等））」	1部	—
⑬	税務署発行の「納税証明書（その3）」又は「納税証明書（その3の3）」	1部	—
14	<p>労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類</p> <p>・労働局又は労働保険事務組合発行の労働（雇用）保険料の領収書（直近の1回分）の写し 等</p> <p>※雇用保険の加入義務がない場合は、下記17を提出</p>	1部	—
15	<p>健康保険の加入を確認できる書類</p> <p>・年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書（直近の1</p>	1部	—

	回分)の写し 等 ※健康保険の加入義務がない場合は、下記17を提出		
16	厚生年金保険の加入を確認できる書類 ・年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書(直近の1回分)の写し 等 ※厚生年金保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	1部	—
17	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことについての申出書(第8号様式) ※各種保険加入の義務がないため、上記14、15、16いずれかの提出ができない場合のみ提出してください。	1部	—
18	給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認できる書類 ・特別徴収税額通知書の写し及び領収書 等	1部	—
19	指定管理者指定申請に係る申出書(第9号様式) ※「12 申請に際しての留意事項 (2) 応募の制限等」に示す要件を満たしていることを申し出るもの	1部	—
20	法人税、法人県民税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(第10号様式) ※公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税、法人県民税及び法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合のみ提出してください。	1部	—

【法人】

	提出書類	部数	
		正本	副本
㉑	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	1部	—
㉒	地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあつては、同条第12項の証明書	1部	—
㉓	印鑑証明書(法務局で発行されたもの)	1部	—

【その他団体】

	提出書類	部数	
		正本	副本
㉔	<代表者のみ>住民票の写し	1部	—
㉕	<代表者のみ> 身元証明書(本籍地のある市区町村で発行されたもの)	1部	—
㉖	<代表者のみ> 登記されていないことの証明書(法務局で発行されたもの)	1部	—

【共同事業体で申請する場合】

	提出書類	部数	
		正本	副本
㉗	共同事業体協定書(第11号様式)の写し	1部	—
㉘	委任状(第12号様式)(代表構成員を除く構成員全て)	1部	—

※構成員全てについて、上記【共通】の5~20及び団体の種類により【法人】㉑~㉓又は

【その他団体】⑳～㉔の書類を提出してください。

【中小企業等協同組合で申請する場合】

	提出書類	部数	
		正本	副本
㉔	中小企業等協同組合 組合員名簿及び誓約書（第13号様式） ※指定管理業務を担当する組合員について定めるもの。	1部	—

【注意事項】

- 注1 提出書類は、官公署が発行する証明書等やむを得ない場合を除き日本産業規格のA4版とします。
- 注2 副本は、審査の公平性を確保するため、団体（構成員を含む。）が特定できないよう団体の名称、住所、電話番号等をすべて伏せて提出してください。
- 注3 提出書類の番号に丸が付いているものについては、長崎市の受理日を基準として3か月以内に発行されたものに限ります。

## 12 申請に際しての留意事項

### (1) 接触の禁止

本件提案に関して、稲佐山公園及び長崎ロープウェイ指定管理者の候補者の選定審査会（以下「審査会」という。）委員、長崎市職員、その他本件関係者に応募者が接触することを禁止します。応募者が特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは失格とする場合があります。

なお、審査会委員は次のとおりです。

松尾 裕隆（九州北部税理士会長崎支部）  
石橋 知也（長崎大学大学院工学研究科）  
入江 紀弥（雲仙ロープウェイ株式会社）  
松田 由佳梨（長崎市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会）  
平尾 武敏（一般社団法人日本旅行業協会長崎県支部）

### (2) 応募の制限等

1 団体が指定期間を重複して指定を受けることができる長崎市の指定件数は6件までであるため、本施設の指定を受けることにより当該件数を超えることとなる団体は応募できません。

ア 複数の施設を一つにまとめて1件の公募として行われたものについては、当該複数の指定を1件とみなします。

イ 共同事業体の構成員として指定を受けている場合、各構成員については1件の指定を受けているものとみなします。

ウ 完全利用料金制の施設のみに係る指定については、1団体につき1件までとします。

### (3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容については、提出期限後において変更することはできません。ただし、提出期限後その内容に明らかな錯誤があると認められる場合は、審査会での協議により訂正することができます。

### (4) 応募団体以外の者による禁止行為

応募団体の代表者又はその代理人（応募団体（共同事業体の場合は構成員を含む。）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）以外が、次の行為を行うことはできません。

ア 事業計画書及び収支予算書の作成（作成に関する技術的な支援を除く。）

イ 審査会の面接審査への出席

- (5) 応募者の失格  
提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (6) 申請書類の完備  
【11 申請書類】に掲げる申請書類が揃っていない場合は、申請を受け付けません。
- (7) 応募書類の取り扱い  
提出書類は返却しません。なお、申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、長崎市は指定管理者候補者の選定を行う際や長崎市議会の審議等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。  
また、書類は長崎市情報公開条例に基づき公開することがあります。
- (8) 応募の辞退  
申請後、辞退する場合には辞退届（第 16 号様式）を提出していただきます。
- (9) 費用負担  
応募に際して発生する費用は、選定の有無にかかわらず応募者の負担となります。

### 13 審査及び選定の基準

- (1) 審査方法  
指定管理者の選定にあたっては、審査会において、技術点及び価格点の合計で評価を行い、審査会での審査の結果を踏まえ長崎市において指定管理者候補者を選定後、議会の議決を経たうえで指定管理者を指定します。
- (2) 審査の内容
  - ア 資格審査  
提出された書類により、必要資格等の審査を長崎市において行います。
  - イ 書類・面接審査  
応募内容や事業計画の取組み内容などについて、審査会が、書類及び面接にて審査を行います。  
面接ではプレゼンテーションを行っていただいたうえで質疑を行うため、応募団体の代表者又はその代理人（応募団体（共同事業体の場合は構成員を含む。）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）3名以内で出席してください。
  - ウ 審査の過程において、必要に応じて、事業所等の視察を行うこともあります。
- (3) 選定基準
  - ア 安定した経営能力については、提出された書類により評価を行います。
  - イ 上記以外において、審査における評価項目及び配点は次のとおりです。

区分	評価項目			配点	
	大項目	中項目	詳細		
技術点	事業計画	施設の設置目的と計画	施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。また、稲佐山活性化のコンセプトの提案があるか	12	32
		サービスの向上	施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案であるか	8	
		自主事業	別紙 1 を参照とし、稲佐山活性化のコンセプトに沿った自主事業の提案があるか	8	
		評価と改善	事業の提案に創意工夫や評価・改善体制があるか	4	



	基本事項	基本方針	当該施設の管理運営業務について、施設の設置目的等に応じた基本方針・理念を持っているか	4	12
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	4	
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切か	4	
	管理運営体制	人員配置	職員配置は、当該施設の業務を行うのに適切か、また、施設の維持・安全管理が適切に行えるか。グループ応募の場合、業務におけるグループ内の責任体制等明確化されているか。	8	20
		収支計画・施設管理	当該施設の業務に係る収支予算書・管理に関する基本的事項は適切であるか	4	
		緊急時の対応	緊急時における、連絡体制等危機管理体制は適切か。また、安全統括管理者の要件を満たす者又は索道技術管理者の要件を満たす者が複数人雇用されているか。	8	
価格点	価格	経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費は適正か</li> <li>※上限の範囲内において、一定の基準額までは経費の削減努力を評価しますが、その基準額を下回る場合はサービス水準の低下が懸念されることから、評価が下がります。</li> <li>・ 固定納付金の額は適正か、かつ経費削減や収入増の努力がなされているか</li> <li>※一定の基準額までは努力を評価しますが、その基準額を上回る場合はサービス水準の低下等が懸念されることから、評価が下がります。</li> </ul>	16	16

#### (4) 失格基準

下記に該当する場合は失格とします。なお、ア・イ・ウに該当する場合は面接を行いません。

- ア 施設を管理運営する安定した経営能力がないことが明らかとなるとき
- イ 委託料について、事業者の提案額が、市が設定した上限額を超えるとき
- ウ 「6 経費に関する事項」(3)イ(ア)で示している固定納付金の額より低い額で提案がなされたとき
- エ 各大項目のいずれかにおいて50%未満であるとき
- オ 技術点の合計点において60%未満であるとき
- カ 「人員配置」、「緊急時の対応」のいずれかが0点であるとき

#### (5) 選定結果

選定結果については、採択、不採択に関わらず、申請団体に通知するとともに、長崎市指定管理者ホームページ等において、申請者名、順位、点数等を公表します。

指定管理者候補者に決定した団体については、指定管理者決定通知書により通知することとします。

また、指定管理者候補者に決定した団体が、管理の開始までに「10 応募に関する事項」に規定する要件を満たさなくなったときは、すみやかに長崎市に届け出てください。

### 14 指定管理者の指定の手続き

指定管理者は、地方自治法の規定により長崎市議会の議決を経たうえで指定されます。指定議案は令和6年11月長崎市議会定例会に提案することを予定しており、議決後、指定団体に通

知します。

## 15 協定に関する事項

指定管理者の指定後に、指定管理者と長崎市とにおいて指定管理業務に係る管理業務上詳細な事項について、協定を締結します。

また、協定書に定めのない事項が発生した場合には、改めて協議します。

### (1) 協定に盛り込む事項

#### ア 総括的事項

- ・施設の概要（施設の名称、規模、開館時間、休館日など）
- ・指定期間

#### イ 管理業務の履行に関する事項

- ・業務の範囲に関する事項
- ・個人情報保護に関する事項
- ・情報公開に関する事項
- ・職員への教育・研修
- ・利用者等からの苦情への対応

#### ウ 施設の利用に関する事項

- ・利用料金に関する事項
- ・自主事業に関する事項

#### エ 委託料に関する事項

- ・委託料の金額
- ・支払方法及び精算方法

#### オ 納付金に関する事項

- ・固定納付金に関する事項
- ・変動納付金に関する事項

#### カ 事業の実施に関する事項

- ・実施計画の実施に関する取り決め事項

#### キ 責任分担に関する事項

#### ク モニタリングに関する事項

- ・事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
- ・利用者アンケートに関する事項
- ・事故報告に関する事項

#### ケ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項

#### コ 業務不履行時等における違約金に関する事項

#### サ 指定期間終了に伴う措置に関する事項

#### シ その他必要な事項

### (2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と長崎市が協議のうえ定めます。

### (3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

#### ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

#### イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき

#### ウ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

## 16 モニタリング

長崎市は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施します。

指定管理者は長崎市が行うモニタリングに必要な調査及び報告を行うこととします。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

## 17 指定の取消し及び違約金

### (1) 指定取消し等の要件

長崎市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

なお、指定の取消し等に伴い指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、長崎市はその賠償の責めを負いません。

また、指定を取消した場合において、長崎市に損害、損失又は増加費用があるときは、指定管理者は長崎市に対し、その損害等を賠償することになります。

ア 指定管理者が虚偽又は不正な手段により指定を受けたとき。

イ 指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定を受けた後、業務の辞退や協定書の解除の申し出により本業務を履行しない又は履行の見込みがないと認められるとき。

ウ 協定又は関係法令等の条項に違反したとき。

エ 本募集要項「10 応募に関する事項」の「(1)応募資格」に定める要件を満たさなくなったとき。

オ 施設の管理に重大な支障が生じる又は生じる恐れがあるとき。

カ 著しく社会的信用を失ったとき。

キ その他、市長が必要と認めるとき。

### (2) 業務不履行時等の違約金

指定の取消し等で業務不履行となった場合は、違約金として、指定管理者が長崎市に提出した本施設の管理に関する業務の収支予算書における指定期間に係る委託料の額から、長崎市が認める正当な履行部分に相当する額を除いた額の100分の10に相当する額を長崎市に納付していただきます。

なお、「6 経費に関する事項」(1)により前金払いにて支払われた委託料のうち、業務不履行部分に係る委託料については、返還していただきます。

## 18 その他の事項

### (1) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置

次のいずれかに該当した場合は指定管理者に指定しません。

なお、いずれの場合においても、指定管理者候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、すべて指定管理者候補者の負担とします。

ア 長崎市議会での議決が得られない場合

イ 議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事項が生じた場合

### (2) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに長崎市に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、長崎市は指定管理者に対して改善等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めるものとします。また、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合には、長崎市は指定管理者の指定を取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

なお、指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合には、17の(1)、(2)と同様に取り扱い、その旨を協定書に規定するものとします。

#### イ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者及び長崎市の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、指定管理者と長崎市は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、長崎市は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

#### (3) 業務の引き継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引き継ぎができるように協力していただきます。

#### (4) ネーミングライツの導入

本施設の名称は、「稲佐山公園」及び「長崎ロープウェイ」ですが、長崎市では、民間事業者の支援のもと、長崎市が所有する施設等の魅力向上及び地域の活性化を図り、新たな財源を確保することにより、対象となる施設等の維持管理や運営を充実させ、健全で安定した財政基盤の確立及び地域への貢献の促進に寄与することを目的にネーミングライツ(※)の導入を進めています。

「稲佐山公園」及び「長崎ロープウェイ」においても、今後、ネーミングライツを導入する可能性があります。

新たな愛称が命名される場合には、指定管理者において作成されるホームページ、パンフレット等に愛称の掲載をお願いする場合があります。

(※) ネーミングライツ：長崎市との契約により施設等の名称に法人名や商品名などを冠した愛称を付与させることで、ネーミングライツを取得した法人から対価等を得るものです。

#### 【問い合わせ先】

##### ■稲佐山公園

長崎市土木部土木総務課（長崎市役所 17 階）

担当 松原（管理係）

住所 〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号

電話 095-829-1162（直通）

FAX 095-829-1229

メールアドレス doboku\_soumu@city.nagasaki.lg.jp

##### ■ロープウェイ

長崎市文化観光部観光政策課（長崎市役所 14 階）

担当 東（施設活用係）

住所 〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号

電話 095-829-1152（直通）

FAX 095-829-1232

メールアドレス kanko\_seisaku@city.nagasaki.lg.jp